

公共浄化槽等整備推進事業における設置申請の手続き

① 雲南市合併浄化槽設置申込書・閲覧交付申請書の提出

浄化槽の設置基数には限り（予算の範囲内）があります。なお、浄化槽の設置工事に併せ排水設備（宅内）工事を計画されていない場合など、設置工事を待っていただく場合があります。（排水設備新設等確認申請書の提出があった後に発注手続きを開始します。）

また、工事の発注までにおよそ1ヶ月程度かかりますので、お早めにお申し込みください。申し込みの受付は雲南市上下水道局下水道課で行いますので、設置申込書、閲覧交付申請書に必要事項をご記入いただき、記名・押印して提出してください。

② 現地調査（雲南市上下水道局下水道課）

浄化槽の設置予定場所の確認及び水の利用状況等の聞き取りに訪問します。その際、受益者分担金（個人負担金）、使用料金等について説明させていただきます。

③ 提出書類（設置申請者）

設置計画書に対する承認書、土地使用承諾書、確約書に記名、押印したものを提出してください。また、宅内工事を依頼された工事業者とご相談の上、排水設備新設等確認申請書を提出してください。

④ 受益者分担金納付（設置申請者）

設置計画に対する承認をしていただいた後に、上下水道局営業課より受益者分担金の納付書をお送りしますので、納付をお願いします。納付期限は、1ヶ月以内となります。

⑤ 工事発注《入札》（雲南市上下水道局総務課及び総務部管財課）

市で入札を行い発注します。（工期は最終検査終了まで1ヶ月～2ヶ月程度）

⑥ 工事施工（公共浄化槽設置工事受注業者）

受益者分担金納付後着工となります。

⑦ 浄化槽工事完了・検査引渡し（雲南市上下水道局下水道課）

竣工検査を行います。

⑧ 排水設備工事（建物所有者）

排水設備（宅内・外）工事を行なってください。浄化槽工事と同時施工が原則です。

⑨ 排水設備工事完了検査（雲南市上下水道局営業課）

排水設備工事に不具合が無いか、完了検査に訪問します。

⑩ 浄化槽使用開始届提出（公共浄化槽使用者）

浄化槽の使用を開始する時は（一部開始含む）、使用開始届を提出していただきます。

⑪ 使用料金納付、保守管理（設置申請者）（雲南市上下水道局下水道課）

浄化槽の使用が開始されますと、納期限にしたがって、毎月使用料金を納めていただきます。浄化槽の保守点検・清掃等維持管理は市が行います。